住所　愛知県一宮市更屋敷字南出13番地
林奈美　昭和58年2月10日生
林豪誠　昭和59年10月31日生
住所　埼玉県和光市本町9番41―304号
洪真央　昭和62年2月10日生
住所　東京都文京区千駄木3丁目42番2―402号
権慶昭　昭和41年3月2日生
住所　千葉県市川市若宮2丁目28番13号
成裕也　昭和61年12月26日生
住所　大阪府東大阪市荒川3丁目14番5号
金奈都子　昭和48年8月22日生
金洙博　平成15年1月12日生
金洙煌　平成20年7月28日生
金洙竜　平成23年12月1日生
住所　大阪市東成区中道1丁目7番12号
申東千　昭和43年9月29日生
住所　堺市堺区松屋大和川通1丁13番地97
安承哲　昭和28年3月19日生
髙和美　昭和35年6月23日生
住所　兵庫県姫路市飾磨区中野田4丁目116番地2
許茜　平成元年8月24日生
住所　東京都足立区加平2丁目3番10―202号
李亮二　昭和57年3月3日生
住所　東京都渋谷区恵比寿西1丁目3番13―501号
金コヨナ　平成5年10月13日生
住所　岐阜県土岐市泉町久尻1462番地16
朴浩生　平成4年5月1日生
住所　愛媛県松山市竹原3丁目20番10号
崔優子　昭和48年1月11日生
住所　東京都品川区八潮5丁目3番8―805号
朴星　昭和35年11月7日生
全梨花　昭和36年12月1日生
朴慶純　昭和63年3月14日生
朴修哉　平成元年12月24日生
住所　兵庫県西宮市東鳴尾町1丁目9番19号
安龍運　昭和27年10月15日生
住所　兵庫県宝塚市安倉中1丁目10番18号
姜将洋　昭和49年1月1日生
許優美　昭和48年8月3日生
姜七海　平成9年5月31日生
姜蓮　平成11年2月8日生
姜力　平成15年1月4日生
住所　京都府宇治市五ケ庄北ノ庄32番地1
沈久美　昭和51年5月7日生
住所　岐阜県美濃加茂市下米田町即光252番地
金真希　昭和57年9月29日生
住所　福岡市南区曰佐3丁目31番11号
李寛城　昭和39年5月1日生
住所　大阪府泉大津市松之浜町1丁目7番15号
朴美蘭　昭和55年12月29日生
住所　大阪府和泉市池上町4丁目10番43号
朴容熙　昭和53年3月10日生
住所　東京都世田谷区八幡山2丁目11番11号
金正和　昭和53年9月21日生
住所　東京都豊島区池袋2丁目52番3号
楊丹　昭和57年8月21日生
住所　川崎市高津区子母口503番地
李照麗　昭和45年12月21日生
田成晃　平成8年9月23日生
田真央　平成12年12月22日生
住所　神奈川県厚木市栄町1丁目2番2―412号
金仁大　昭和56年8月21日生

○外務省告示第百十五号

平成三十年三月五日にスバで、太平洋島嶼国における太平洋島嶼国議会能力向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　太平洋島嶼国議会能力向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　五億六千五百万円
3　署名者
日　本　側　羽田貢由在フィジー臨時代理大使
国際連合開発計画側　バコディール・ブルカノフ在フィジー事務所長

平成三十年三月二十二日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第百十六号

平成三十年三月八日にヤンゴンで、ミャンマー連邦共和国におけるラカイン州における包摂的な開発と女性のエンパワーメント計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ラカイン州における包摂的な開発と女性のエンパワーメント計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　三億三千万円
3　署名者
日　本　側　樋口建史在ミャンマー大使
国際連合側　スムリティ・アルヤール　ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関地域アドバイザー

平成三十年三月二十二日

外務大臣　河野　太郎

○厚生労働省告示第七十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第一条の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成二十七年厚生労働省告示第二百九十二号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（略）	（略）
一～十一　（略）	一～十一　（略）
（削る）	十二　有馬症候群
十二～二十四　（略）	十三～二十五　（略）
（削る）	二十六　ＶＡＴＥＲ症候群
二十五～百四十六　（略）	二十七～百四十八　（略）
百四十七　若年性特発性関節炎	（新設）
百四十八～百五十一　（略）	百四十九～百五十二　（略）
百五十二　ジュベール症候群関連疾患	（新設）
百五十三～百八十一　（略）	百五十三～百八十一　（略）
（削る）	百八十二　全身型若年性特発性関節炎
百八十二～百八十五　（略）	百八十三～百八十六　（略）
百八十六　先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症	百八十七　先天性気管狭窄症
百八十七～二百四十二　（略）	百八十八～二百四十三　（略）
二百四十三　特発性多中心性キャッスルマン病	（新設）
二百四十四～二百八十六　（略）	二百四十四～二百八十六　（略）
二百八十七　ＶＡＴＥＲ症候群	（新設）
二百八十八～三百五十九　（略）	二百八十七～三百五十八　（略）

○厚生労働省告示第七十四号

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号。以下「法」という。）の施行に伴い、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条第七号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業（平成十年厚生省告示第十五号）の一部を次の表のように改正し、法の施行の日（平成三十年四月一日）から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
1　医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人については次に掲げる事業	1　医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人については次に掲げる事業
一　（略）	一　（略）